

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

権利擁護センターつしま運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が権利擁護センターつしま（以下、「権利擁護センター」という。）を設置し、認知症高齢者、知的障害者および精神障害者等の判断能力が不十分な方、支援を必要とする方等を対象に、成年後見制度等の権利擁護制度を活用し、財産管理や身上監護を中心とする権利擁護サービスを提供することにより、地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

(事務所)

第2条 権利擁護センターは、事務所を本会本所に置く。

(事業内容)

第3条 権利擁護センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 相談支援業務
- (2) マッチング支援業務
- (3) 成年後見等申立て支援業務
- (4) 法定後見受任業務
- (5) 任意後見受任業務
- (6) 成年後見制度および日常生活自立支援事業の普及・啓発に関する業務
- (7) 親族後見人の支援に関する業務
- (8) 虐待の予防啓発・早期発見及び普及・啓発に関する業務
- (9) その他、関係機関との連絡および調整に関する業務
- (10) 日常生活自立支援事業に関する業務
- (11) 生活安心サポート事業に関する業務

(組織・運営)

第4条 権利擁護センターにセンター長を置き、本会事務局長をもって充てる。

2 本事業を円滑に運営するため、「権利擁護センター運営委員会」（以下、「運営委員会」という。）を置く。

(運営委員会)

第5条 運営委員会は、本会から諮問を受けた事項に関する答申、本事業の運営に関する監督、指導、助言を行う。

2 運営委員会は、委員7名以内をもって組織し、次に掲げる者から本会の会長（以下、「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 弁護士

- (3) 社会福祉士
- (4) 市の関係部局
- (5) センター長
- (6) 上記に掲げる者のほか、会長が指名した者

3 委員の任期は3年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の再任は妨げない。

5 委員の互選により、委員長及び副委員長を選任する。

6 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

7 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

8 運営委員の費用弁償の額及び支給の方法は、本会の「役員等の報酬及び費用弁償に関する規程」ならびに「役職員等旅費支給規程」に準じて費用弁償を行う。

(利用対象者)

第6条 権利擁護センターの利用対象者は、対馬市内を生活の本拠とする者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者等
- (2) 特に本会が必要と認める者

(開所日及び開所時間)

第7条 権利擁護センターの開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 開所日は、通常月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律で定められた休日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 開所時間は8時45分から17時30分までとする。

(守秘義務)

第8条 関係者は権利擁護センターの職務を行うにあたって、知り得た個人的な情報は全て秘密とし、これを漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この規程に定める事項のほか、必要な事項は会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

この規程は、令和元年7月1日より改正実施する。